

自動車整備技術講習について

【注意事項】

現行制度の登録学科試験を合格された方は、**現行制度**の実技試験合格（又は**現行制度**の講習を修了し実技試験免除）が必要です。**現行制度**の自動車整備士資格を対象とした自動車整備技術講習は、令和8年度第1期（4月～9月）で終了しますのでご注意ください。

また、自動車整備士の種類によっては学科試験に対応する実技免除講習は行っていませんのでご注意ください。

【資格体系の改正】

現行制度

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)
	一級小型自動車整備士 (※)
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

新制度（令和9年1月1日以降）

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級自動車整備士（総合） (※)
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合） (※)
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士 (※)
	自動車車体・電子制御装置整備士 (※)

自動車整備士技能検定規則の一部改正により、令和9年1月1日以降、資格体系が改正されます。この改正により、**現行制度**の自動車整備士資格を対象とした自動車整備技術講習は、令和8年度第1期（4月～9月）で終了します。

令和8年度第2期（10月～3月）からは、**新制度**に基づく講習となります。

当講習を修了しますと、当該種目について国家検定の実技試験が2年間免除されますが、**現行制度**と**新制度**の整備士資格は異なります。整備士資格を取得するには、同制度の学科試験合格 及び 実技試験合格（又は同制度の講習を修了し実技試験免除）が必要です。

現行制度の養成課程を修了した場合は、新試験開始後も**現行制度**の登録学科試験を受験してください。